

ID: 106

担当部署: 子ども若者部 児童青少年課

処分の概要	利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立児童館条例 第5条		
例 規 番 号	平成13年条例第114号		
【根拠条文】 (利用の承認) 第5条 館を利用し、又は学童クラブに入会しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第9条及び西東京市立児童館条例施行規則第6条の規定による。 (利用の特例) 第9条 市長は、第2条に規定する事業に支障を及ぼさない範囲内において、児童の健全育成に関することを目的とする団体等に、その施設の利用について承認することができる。 (利用者等の範囲) 第6条 館(グループ対象施設を除く。以下この項及び次条において同じ。)を利用できる者は、次のとおりとする。 (1) 市内に居住する18歳未満の児童。ただし、小学校に就学前の児童については、保護者同伴の者に限る。 (2) 前号の規定にかかわらず、別表第2に規定する館(中町児童館を除く。)を午後6時以後に利用できる者は、中学生以上の児童とする。 (3) その他市長が館を利用することが適当であると認めた者 2 グループ対象施設を利用すること(以下「グループ利用」という。)ができる団体は、次のいずれにも該当する団体とする。ただし、午後6時から午後9時までの利用時間については、当該団体の中学生以上の者に限り、グループ利用ができるものとする。 (1) 18歳未満の児童(小学校に就学前の児童については、保護者同伴の者に限る。)3人以上で構成された団体 (2) 団体の構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。 西東京市学童クラブに関する規則による。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日